

行政調査新聞社
 〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東三丁目八番地十三
 TEL 049(237)5431 FAX 049(237)5432
 http://www.gyouseinews.com/
 東和銀行霞ヶ関支店 普通口座 3009607
 キョウセイセイゴウサシンプンシャ(行政調査新聞社)
 社主 松本州弘
 毎月一回 22日発行
 一般購読費.....1ヶ月 1万2千円
 賛助購読費.....1ヶ月 3万円
 賛助会員購読費.....1ヶ月 6万円
 特別購読費.....1ヶ月 12万円

平成24年(2012年)

行政調査新聞

12月号

行政調査新聞は、地域住民の権利を擁護し、行政と公共機関の横暴に対して断固たるメスを振るう新聞です。

「国際情報経済専門学校」の、驚くべきパワーハラスメントの実態!

「私は日本と日本人に深く失望しました...」

学校法人山口学院・ミャンマー人女性職員「給与上納」問題 想像を絶する労働時間剥奪・卑怯な中間搾取

すでに全国大手紙でも報じられているのでご存じの読者も多いと思うが、留学生を受け入れている国際情報経済専門学校（埼玉県川越市）の幹部職員が、ミャンマー人の女性職員（28）に給与の半額を「上納」させていた。「上納」は5年7カ月にわたり、計655万円に達するという。

さる10月下旬、同校を運営する学校法人山口学院（毛呂山町）がこの事件について「調査」を開始した、と伝えられたが、その後の詳細な報道は残念ながら見られない。

本紙の地元・川越市で発生した、稀に見る国際的な恥さらし・人権侵害事件。本紙はこのミャンマー人女性職員と接触し、長時間にわたる単独インタビューを行った。以下は彼女が語った、生々しパワーハラスメントの内容である。絞り出すような声で彼女の口から出た、知られざる同校外国人職員の過酷な労働環境、そして山口学院経営陣が見せる、啞然とする「教育者」の実態とは!

(M A S W E Z I N N W E)さん(28・以下スウエさん)は国際情報経済専門学校の卒業生ではない。弁護士のお父様をもつ彼女は10代で来日し、まず日本語学校(ロゴス国際学院・神奈川県川崎市)で日本語を学んだ。のちに都内千代田区にあるT E S 東京英語専門学校に入学し同校で2年間、英文書類の作成等を習得。そのため母国語であるミャンマー語のほか、日本語と英語を話す。スウエさんは現在、都内板橋区にて同じくミャンマーから来日した親戚と3人で肩を寄せ合い生活している。

出しを受ける。校内の古い小部屋に突如呼ばれたスウエさんに山口事務長の口から告げられたのは、不可解かつ理不尽な「命令」だった。「あなたは午前中の出勤だけでいい。午後の勤務は必要ない。したがって給料の半分である10万円を(学校側に)戻しなさい。私が本校(山口学院本部)に返す」

06年(平18年)5月に作成されたスウエさんの最初の雇用契約書には、雇用期間は同年7月から2年間。職務内容は国際業務(翻訳・通訳等)であり、就業時間は午前9時から午後5時まで、と記されている。給与は月額20万円(交通費別)。また「この契約書に定める事項は、被雇用者と同等の資格を有する日本人職員に對するものと同等であることとを確認の上」と但し書きが付されつつ、山口徹也理事長・校長とスウエさん双方の署名が見られる。雇用契約書を見るかぎりでは、日本人と外国人職員との間に格差は設けられていない。にもかかわらず、スウエさんは山口事務長から「午後も働く必要はない」と一方的に「勤務時間の半減」を命じられ、毎月15日に学校側から支払われる給与のうち半額である10万円を「返還」しなければならない、という事態に直面したのである。

初出勤2週間後の理不尽なパワーハラスメント! 「午後の勤務は必要ない。給与の半額を返還せよ」 5年7ヶ月も続いた給与半額「事務長への手渡し上納」

問題が起きたのは国際情報経済専門学校(川越市市場2797-30)。同校には「ビジネス情報処理科」と「日本語本科」の2つのコースが併設されており、ミャンマー人女性職員が就業していたのは日本語本科である。また同専門学校は設置者は、埼玉平成中学校・高等学校および霞ヶ関高等

学校、また川越市内に3つの幼稚園を運営する「学校法人山口学院」(入間郡毛呂山町)。

山口学院の現理事長は山口徹也氏。初代理事長は山口茂氏(元埼玉県議・故人)の長男である。山口徹也氏は学院理事長と、山口学院が有する3校(埼玉平成中高・霞ヶ関高・国際情報

経済専門学校)すべての校長を兼任している。また山口学院の法人本部長は山口毅氏であり、国際情報経済専門学校の事務長ポストにある。

この山口毅事務長こそが、ミャンマー人女性職員の給与「上納先」だ。

ミャンマー人の女性職員、マ・スウエ・ジン・ヌエ

高等情報経済専門学校(毛呂山町)が、この事件について「調査」を開始した、と伝えられたが、その後の詳細な報道は残念ながら見られない。

本紙の地元・川越市で発生した、稀に見る国際的な恥さらし・人権侵害事件。本紙はこのミャンマー人女性職員と接触し、長時間にわたる単独インタビューを行った。以下は彼女が語った、生々しパワーハラスメントの内容である。絞り出すような声で彼女の口から出た、知られざる同校外国人職員の過酷な労働環境、そして山口学院経営陣が見せる、啞然とする「教育者」の実態とは!

(M A S W E Z I N N W E)さん(28・以下スウエさん)は国際情報経済専門学校の卒業生ではない。弁護士のお父様をもつ彼女は10代で来日し、まず日本語学校(ロゴス国際学院・神奈川県川崎市)で日本語を学んだ。のちに都内千代田区にあるT E S 東京英語専門学校に入学し同校で2年間、英文書類の作成等を習得。そのため母国語であるミャンマー語のほか、日本語と英語を話す。スウエさんは現在、都内板橋区にて同じくミャンマーから来日した親戚と3人で肩を寄せ合い生活している。

出しを受ける。校内の古い小部屋に突如呼ばれたスウエさんに山口事務長の口から告げられたのは、不可解かつ理不尽な「命令」だった。「あなたは午前中の出勤だけでいい。午後の勤務は必要ない。したがって給料の半分である10万円を(学校側に)戻しなさい。私が本校(山口学院本部)に返す」

06年(平18年)5月に作成されたスウエさんの最初の雇用契約書には、雇用期間は同年7月から2年間。職務内容は国際業務(翻訳・通訳等)であり、就業時間は午前9時から午後5時まで、と記されている。給与は月額20万円(交通費別)。また「この契約書に定める事項は、被雇用者と同等の資格を有する日本人職員に對するものと同等であることとを確認の上」と但し書きが付されつつ、山口徹也理事長・校長とスウエさん双方の署名が見られる。雇用契約書を見るかぎりでは、日本人と外国人職員との間に格差は設けられていない。にもかかわらず、スウエさんは山口事務長から「午後も働く必要はない」と一方的に「勤務時間の半減」を命じられ、毎月15日に学校側から支払われる給与のうち半額である10万円を「返還」しなければならない、という事態に直面したのである。

突如告げられた理不尽な要求。普通ならばどうても納得できるものではない。だがスウエさんの就労証明は同法人から出ており、そのおかげで就労ビザが下りているのだ。山口事務長の要求を断ることができない「恐れ」とは、おそらく「雇用」により在留資格が担保されている外国人労働者なら、誰もが抱くものだった。「職員室ではなくわざわざ古い小部屋に呼び出されたあげく、事務長から直接にそのような話を告げられたのです。正規の処遇でないことはすぐにわかりました。しかし理由を事務長に質問したり、あるいは学院本部に連絡したら、私は解雇されるか、または就労ビザの更新ができなくなるのではないか、という恐れを強く抱いたのです。そのた

学校とスウエさんが交わした雇用契約書。就業時間は午前9時から午後5時。給与月額20万円、支払日は15日となっている。また「この契約書に定める事項は、被雇用者と同等の資格を有する日本人職員に対するものと同等であることを確認の上」との但し書きも見える。

雇用契約書

学校法人山口学院 国際情報経済専門学校（以下「雇用者」という）と MA SWE ZIN NWE（以下「被雇用者」といふ）とは下記条件で、ここに雇用契約を締結する。

- 第1条 雇用期間
雇用期間は平成18年7月より2年とする。但し、被雇用者が日本政府による就業認可を得てから就業を開始するものとする。尚、本契約は双方が希望する時は更新される。
- 第2条 職務内容
国際業務（主に外国書類翻訳事務・国際電話業務・学生管理通訳事務）
- 第3条 勤務地
国際情報経済専門学校日本語本科事務局 〒350-1101 埼玉県川越市第2797-30
- 第4条 就業時間
就業時間は原則午前9時から午後5時までとする。但し、正午より午後1時まで休憩時間とする。
- 第5条 休日
休日は次の通りとする。
①土・日曜及び国民の祝日に関する規定する休日。
②年末年始休暇・夏期休暇その他学事日程による。
- 第6条 賃金
①給与（月額） 200,000円
②通勤手当 実費（交通費）
③賞金締切日 毎月末日
④賞金支払日 翌月15日
第7条 その他
①本契約は日本政府により就業認可後に発効するものとする。
②本契約に定めのない事項は当学校法人の諸規定を適用する。

以上この契約書に定める事項は、被雇用者と同等の資格を有する日本人職員に対するものと同等であることを確認の上、双方記名・押印（署名）し、各1通ずつ保持する。

平成18年5月29日

（雇用者）学校法人山口学院
国際情報経済専門学校
埼玉県川越市第2797-2
理事長・校長 山口 徹也
（被雇用者）
住所 東京都 氏名 MA SWE ZIN NWE

め第三者に相談することも
ないまま、私は山口事務長
の通告を受け入れざるを得
ませんでした」

しかしそれでは生活が成
り立たないのではないか。
「いとこたちと都内に住ん
でいるため、午前中の業務
を終えて帰宅すると午後2
時ごろになります。家賃は
85000円なのですが、
分担しても私には払えませ
ん。そのため洗濯や食事の
支度など家事全般を引き受
けることで、なんとか生活
しています」
午後も勤務する必要はな
い、と山口事務長から一方
的に告げられたスウエさん
だが実際の業務が夕方や深

夜に及ぶことも決して少な
くはない。

「事務長の指示で勤務時間
は朝9時から午後12時25分
までと決められていました。
しかし私の仕事は国際業務
です。新入生（留学生）の
世話に欠かせません。新入
生を成田空港まで迎えに行
けば、それで1日がかりの
仕事です。成田空港に夜到
着する便などの場合は、仕
事を終えるのは夜中なので
す。しかし山口事務長は私
から毎月の『上納金』を受
け取りさえすれば、私が何
時間残業しようと、我関せ
ずの態度でした」
新入生の来日は年間で約
2回。4月〜6月上旬と10

「ちゃんと返さないでダメだよー」
まるで債権者！山口事務長の執拗な「上納」催促
恐怖心から「鵜飼いの鵜」にされつづけたスウエさん

山口事務長への「上納金」

は、10年（平成22年）4月以

降は9万円に「減額」され

月〜11月だ。ただし学生側
の問題（学費支払いの問題
等）で、来日する時期は上
記の限りではなく、バラツ
キがみられるという。

「午後の予定は変則的だ
し、仕事（残業）をしなけ
れば解雇される恐怖が常に
ありました。そのため午後
から別のアルバイトをする
など、法的な問題以前とし
て実際には不可能でした」
スウエさんは続ける。

「山口事務長には言われた
とおり10万円を返還してき
ましたが、学校側からはあ
くまでも月額20万円の給与
が支払われていることにな
ってしまいました。そのため
所得税は給料20万円に対す
るもので23400円、国民
健康保険料は17000
円になります。とても払う
ことは無理です。絶対に病
気にはなれません。風邪で
熱が出て市販の薬で治す
しかないのです。ときには
故郷を思いだし涙が止まら
なくなります」
そんな生活をスウエさん
は今年4月まで続けてき
た、というのだ。5年7カ
月にわたる「上納金」は計
655万円に達した。

たという。しかし「クビ」
を暗示しての「上納の強要」
は以後も続いた。

「給料日の翌日には毎月
校内の内線電話で山口事務
長から私に呼び出しがかか
ります。納金の催促です。
恐怖感で精神的に参って
いきましたが、毎月のこと
でしたので、給料が振り込ま
れる都度、10万円を引き出
して用意し、事務長に直接
手渡ししていました」

10万円は、あくまで山
口事務長個人への手渡しで
あり、学校側金融機関への
振り込みという方法ではな
かった。つまりスウエさん
の給与が個人所得額に記録
されるいっぽう、山口事務

外国人職員にも徹底的に見透かされた
とにかく「金に汚い」山口殺事務長の素顔

その「鵜飼いの」山口
殺事務長をめぐると悪い噂
を、本紙もまた耳にしてい
る。なかでも顕著なのが女
癖の悪さ。確証はないため
事実かどうかかわからないも
の、彼女に要求してきた
のは、はたして上納金だけ
だったのか。あるいは「男
女関係を拒否された」腹い
せに、上納金を要求したの
では…。そんな疑問を抱い
たとしても不思議ではない

長は毎月受け取る「上納金」
を所得として記録されない
立場。卑怯極まりない中間
搾取である。

スウエさんはあるとき、
山口事務長に対し上納の
「相談」をしたこともある、
という。

「上納金の支払を拒む手立
てはありませんでした。し
かしあるとき、あまりの理
不尽さに怒りを覚え「今月
は体調が悪く、病院に行き
たいのでお金がかかります。
だから10万円を支払うこと
ができません」と山口事務
長に嘘を言ってみたことが
あります。すると事務長は
「気にしなくていい」と、
それ以上催促をしませんで
した。そうした状況が数ヶ
月続きました。
しかし山口事務長は私が

何ヶ月間、上納していない
かを正確に記憶してしまし
た。そして「ちゃんと返さ
ないとダメだよ」と、後日
まとめて催促してきまし
た」

まるでスウエさんが山口
殺事務長から借金をしてい
るような話である。彼女は
「私たちは訴えます」と題
した事件の概要説明文書
の中で、こう述べている。

「日本には『鵜飼いの鵜』
に使われる鳥がいるそうで
す。私は毎月15日に、給与
を学校（法人本部・学校法
人山口学院）から私の銀行
口座に振り込まれると、そ
の翌日には鵜飼いの鵜のよ
うに、山口殺法人本部長
（使用者）に直接現金で上
納する生き物にされており
ます」

同専門学校への就職の際、
スウエさんはFに紹介料と
して20万円を支払っている。
また彼女によれば後日、山
口事務長はFからその20万
円を受け取っていたことが
判明した、という。山口事
務長自らが、日本語本科の
校長（当時はY氏）に呼び
出された際、20万円につ
いて説明した、というのだ。

就職希望者がブローカー
に支払った紹介料がなぜ山
口事務長の懐に収まったの
か、両者にどのような「約
束事」が存在したのかは不
明だ。だが同専門学校の雇
用契約に大きな問題が隠れ
ていることは明らかだ。ま
た山口事務長がこの「穴」
をうまく利用し、スウエさ
んの給与半額の「手渡し式
現金返還」をはじめ、かな
りの金品を懐に収めていた
と疑わせるには十分である
といえよう。

「山口事務長はこの20万円
の話や、私が雇用された当
時の話をいまでは『憶えて
いない』というのです。ちょ
うどその頃、事務長の母が
亡くなったため、というの
がその理由です。雇用契約
書の雇用者欄に記載されて
いるのは学校法人の山口徹
也理事長ですが、実際に書
面にハンコを押すのは山口
殺事務長です。事務所の金
庫に保管されている多くの
印鑑は事務長が管理してい

「Fは当時、ミャンマー人
学生をこの学校に入れる仲
介を行っていました。山口
事務長は『Fが紹介した女
性職員に手を出し問題に
もなったら、二度とミャン
マーからの留学生を学校に
紹介してもらえなくなる、
そうなるのは困る』と思っ
たのかもしれない」

「Fは当時、ミャンマー人
学生をこの学校に入れる仲
介を行っていました。山口
事務長は『Fが紹介した女
性職員に手を出し問題に
もなったら、二度とミャン
マーからの留学生を学校に
紹介してもらえなくなる、
そうなるのは困る』と思っ
たのかもしれない」

「Fは当時、ミャンマー人
学生をこの学校に入れる仲
介を行っていました。山口
事務長は『Fが紹介した女
性職員に手を出し問題に
もなったら、二度とミャン
マーからの留学生を学校に
紹介してもらえなくなる、
そうなるのは困る』と思っ
たのかもしれない」

「Fは当時、ミャンマー人
学生をこの学校に入れる仲
介を行っていました。山口
事務長は『Fが紹介した女
性職員に手を出し問題に
もなったら、二度とミャン
マーからの留学生を学校に
紹介してもらえなくなる、
そうなるのは困る』と思っ
たのかもしれない」

ますし、そもそも契約書面を見ずに捺印する、などということはあり得ないでしょう。とぼけている、としか思えません」

同専門学校の経費処理にも問題があるようだ。スウエさんはこのような話を述べた。

「同じ学校法人山口学院の学校でも、日本語本科の経費はビジネス情報処理科や霞ヶ関高校とは別です。つまりビジネス情報処理科と霞ヶ関高校は同じ経費枠ですが、日本語本科の場合は本校より経費等の振り込みが別途にあります。今年（12年）夏は猛暑で

「逆らえばクビ」を暗示され、山口事務長に給与の半額を「上納」しつつ長年にわたり勤務してきたスウエさん。彼女の行動が一変したのは、婚約者の出現だった。山口事務長はあるとき、私が10万円を手渡したとき『誰かこのことを知っているのか?』と聞いてきました。この状況に私の婚約者は激怒し『外国人労働者への人権侵害だ！みんなで行動を起こす！』と励ましてくれたのです」

「誰かこのことを知っているのか?」(山口事務長) 「永住権が取れなくてもいい」覚悟で 動きだしたスウエさんの孤軍奮闘!

した。職員たちが暑さで参っている、ようやく事務所にエアコンが取り付けられました。一般家庭用のエアコンより少し大きめのものですが、一般的な金額から考えればエアコン1台は10万円前後でしょう。しかし請求書の金額は50万円でした」

学校設備に関しては、山口事務長は何でもS建設(川越市)に依頼するといふ。山口毅氏とS建設には濃厚な関係があるため、S建設は学校側に過剰な上乘せをした請求書を送付して、山口事務長にキックバックしているのでは、との疑念

毎月「上納」を要求されてから5年7カ月後の今年4月。スウエさんは思い切って行動を開始した。「この行動を起こしたことでミヤンマーに帰らざるを得なくなってもいい」との、固い決意だった。「正義は勝たなければいけないと信じています。私の父は弁護士です。父は『日本は歴史ある文化国家。日本民族は約束を守る、心やさしく礼儀をわきまえたレベルの高い民族だ』と語っていました。私はそうした

が浮かぶ。「以前、学校でパソコンを購入したことがあるのですが、7万円ほどの価格のものに対し14万円の請求がきました。パソコンの型番をネットで調べると、請求金額の半額以下が相場でした」

スウエさんからの「上納金」のほか、就職斡旋、エアコン設備増強にパソコン購入の都度、キックバックを得ることに余念がない山口事務長。こうした場合、教育現場に最もふさわしくない人物であることは間違いない。

日本に強い憧れを抱き、日本で勉強して、将来はミヤンマーで役立つ人間になろうと考えていました。でもいま、その思いは完全に裏切られました。深く失望しています」

の板橋警察署へ向かった。川越警察署は「地元だから学校側にバレると思った」という。スウエさんはこのとき告訴状や関係書類を持参。しかし弁護士のサインや印鑑がないなどの理由から、板橋警察署は彼女の訴えを受理しなかった。スウエさんはここで「弁護士が必要だ」ということを学んだ。

警察署からの指示で東京労働局へ向かったものの、ここでも「労働問題であるため法人の方へ話をしてく

「965万円(上納金・慰謝料)の一括支払い」と 「山口事務長の懲戒解雇」を主張するスウエさんに 示談を執拗に勧める弁護士

「示談にしない。この問題は事件じゃない。事件にはならない」

正式に依頼したのち、S弁護士はスウエさんにこう繰り返したという。学校側と示談するよう何度も説得してくるS弁護士に対し、彼女は「果物店でバナナを買うかのように、すぐに決められる話ではありません。考える時間をください」と、いったんS弁護士の「提案」を持ち帰る。だが翌日ふたたびS弁護士と再度面談した彼女は「示談には応じられない」と、自身の意思を明確に伝えた、という。

翌日、スウエさんの要求は2

ださい」の一点張り。「法人(山口学院)に相談できるぐらいなら、最初からそうしていたでしょう。同族経営の組織内で、同じ山口一族の事務長によるパワーハラメント被害の話などしたら、どうなりますか?何が期待できるというのですか?私はいま『この問題は解決には至らない』と、半ば諦めかけていました」

このとき、スウエさんはインターネットである弁護士を見つめる。「労働関係に強い」との評判が彼女

点。655万円(過去5年7ヶ月分の「上納金」+300万円(慰謝料))

965万円の一括支払いと、山口毅事務長の懲戒解雇である。

これに対しS弁護士は「上納金」に対し「山口事務長の退職と、その退職金からの分割支払い」という法人側の意向をスウエさんに伝えてきた。だが彼女の主張はあくまで一括返済。事件を表面化してしまった

の注目を引いた。千代田区有楽町の事務所に勤務するこのS弁護士を、彼女は4回訪れた。1回の相談料は5千円。スウエさんには大金である。最終的に彼女は着料として21万円を支払い、成功報酬20%の条件でS弁護士への依頼を決めた。猛暑の7月24日。藁にもすがらないと思った。

だがスウエさんはいま、本紙に吐き捨てるように言う。「うちの弁護士は本当に使えないですよ」

以上、解雇に在留資格喪失によりいつ帰国の途につかなければならぬかわからないのだ。分割支払い、などという時間のかかる方法には、到底応じられない。

そしてスウエさんは言う。「山口毅氏が二度と学校に戻ってこれないようにしてほしい、という思いがありました。これは私の希望だけではないと思えます」

姉妹校である霞ヶ関高校

の女性幹部職員T氏は山口事務長と結託し、他職員や教師らへの「いじめ」を平然と行うのだという。T氏・山口事務長は同高校の前任幹部職員に執拗ないじめを繰り返し、この前任者はノイローゼを患い3ヶ月の入院を余儀なくされたという。言い換えればT氏のポストは、前任者のいじめにより手に入れたものとのことだ。

霞ヶ関高校と専門学校では毎朝8時25分に山口事務長が朝礼を行う。この5分程度の朝礼は、全職員にとつて苦痛以外の何物でもないという。朝礼が終わればT氏と山口事務長は午前中いっぱい、事務長室に籠もりつきりとなる。そのため事務上の報告・確認作業に支障を来すこともしばしば。事務長室という「伏魔殿」で何が行われているのかはわからない。

本紙が調べたところ、複数の学校関係者の間で「T氏と山口事務長が男女関係にあるらしい」という噂が流れていることだけは確認できた。

事実なら、何とも気持ちの悪い話ではないか。

「誰か背後で指示しているのか」聞き回る事務長
盗聴器・盗撮による「監視」体制を強化?

スウエさんの突然の「攻勢」に

「誰が背後で指示しているのか」聞き回る事務長
盗聴器・盗撮による「監視」体制を強化?

警察や監督署の「たらい回し」に押しつぶされそうになりながら迎えた今年の8月、スウェーデンに嬉しい出来事があった。

日本在留10年を経過し、彼女は晴れて永住権を取得したのだ。

婚約者の励ましと永住権の取得で勢いを得たスウェーさんは、何かと「示談」を繰り返すS弁護士を説得し、これまでの事態の説明にくわえ655万円（上納金合計）+300万円（慰謝料）

965万円の支払いを要求する内容証明を作成し、学校法人山口学院に送付した。10月2日のことである。

「ちょうどその日、山口徹也理事長はアメリカに遊びに行っていました。8日には帰国したのですが、すぐに埼玉平成中学校の修学旅行についていったそうです。同行した職員に聞きました。が、あれも食べたいこれも食べたい、などと5歳の子供のようにしゃべっていた

「私は、もう本国に逃げ帰るわけにはいきません」 「正義への道」を開く、不転の決意が 山口毅事務長を「諭旨免職処分」に！

法人側弁護士がスウェーデンと面談したのは11月2日。

法人側は「今週で速やかに解決したい。これ以上何もやらないほしい。学生も募集しており、みんな見てい

そうです。理事長はみんなから『役に立たない』と軽蔑されているようですね」

「何ともみっともない話に、同じ日本人として顔が赤らむ。『埼玉平成中学校・入試広報部ニュース』によれば、山口徹也氏は薬剤師資格を持ち、機械に強い理系人間で、スポーツ万能かつプロ級の囲碁の腕前、さらに外国語も堪能という一見「ものすごい人」だそうである。

しかし本紙とのインタビューの際、スウェーさんは「山口理事長はまったく役に立たない人間。いったいどうしてこんな人物が学校を運営しているのですか」と、何度も繰り返す。山口学院は、イコール「だらしなく、怠慢でカネに汚い山口一族」という拭いがたい印象を、彼女に与えてしまったようだ。

スウェーさんは同時に「私たちは訴えます」と題した、事件の公開告発文書を送った。

「あなた方は一族でしょう。私は誰も信用できません」と言い返した。この返答に口をつぐんだ弁護士の傍らで、山口徹也理事長はガムを噛みながら居眠りし

「ミャンマー人の権利を守る会」とともに作成し10月5日付けで公開。

学校法人本部に内容証明を送ったスウェーさん。その突然の「豹変」に、最も驚いたのは山口毅事務長自身であったはずだ。

「背後に誰がいて、このようない行為を指示しているか」を知るため、事務長は特にスウェーさんの婚約者（同じくミャンマー出身）について、学校中の職員に聞いて回ったという。

彼女がいとこと住む都内のアパートは閑静な場所にある。事務長が、あるいは学校関係者が不意に来るのではないか、という恐怖心から、スウェーさんはマスクから、公開告発文書を送った。

同月下旬、産経新聞が2日にわたり、「上納金」を引き出した記録が残っているスウェーさんの銀行通帳の写真とともに、事件を全国へ報じるに至ったのは、このような経緯からであった。

ていた、という。またスウェーさん側のS弁護士に至っては、産経新聞の報道に激怒したあげく「向こう（法人側）と会う席に私がいるとまずいんじゃないの」と言いだす始末。この日の面談には顔も出さなかったのだ。

11月9日、学校側との再度の話し合いの場で、スウェーさんは「山口毅事務長を諭旨免職処分にした」との説明を受けた。また法人側

の説明では、山口事務長は今年の春に60歳を迎え、すでに退職しており退職金も支払っている。スウェーさんが請求している金額のうち655万円（上納分）については法人側が支払う。

また慰謝料300万円については、法人側には関係がないので支払うことはできない。慰謝料は本人（山口毅氏）に直接請求してほしい、とのことである。

スウェーさん側の主張が全面的に受け入れられたわけではない。だが彼女の不転の意思と労力のおかげで、事態は好転しつつある。それにしても同専門学校は奇妙な学校である。昨年9月には日本語本科の男性教師が保健所（所長）の指示により「結核予防薬」を服用し、肝機能障害をおこし急死するという不可解な事件が発生したが、原因究

明には至らず「結核診断をこれまでの年1回から年2回に増やす」という、よくわからない改善策だけが講じられたこともある。

また今回の「給与上納」事件についても、複数の学校関係者が「実はこの学校（専門学校）自体に問題があり、ミャンマー人女性に利用されたのでは？」と想像をめぐらせているようだ。

「背後には日本語本科とビジネス情報処理科、ひいては一族内で何らかの利益衝突があるのかもしれないが、詳しくはわからない。ただ『この問題は根が深い』とだけは言えるだろう」

留学生の生活指導や国際業務という仕事自体は「楽しい」というスウェーさんは、本文執筆時点である12月も同校日本語本科に勤務している。しかし「怠慢な経営陣と幹部だらけ」の学校を辞めたい気持ちもある、という。

「でも問題の全面解決までは引き下がるわけにはいきません。学校という教育機関の発展と名誉のためにもです。こんな法外な手段で人の労働権と賃金を奪う経営陣が存在することを、日本の労働基準法は果たして予測していたのでしょうか。私が経験したことは、日本国籍を持つ普通の労働者には想像もできない、現実と

は思えない出来事でしょう。しかし事件を表面化させた以上、私はもうミャンマーに逃げ帰るわけにはいかないのです」

非常に親日的なミャンマー。わが国との交流は400年前から始まっている。ミャンマーの建国の父、アウンサン将軍は「面田紋次（おもともんじ）」

という日本名をも持っていたほど日本と関係の深い人物。その娘であるアウンサンスーチー女史はノーベル平和賞受賞者であり、急速な民主化と経済改革で全世界の注目を集めている国である。

同専門学校はミャンマー人留学生を多く受け入れている。憧れと勉学への意欲で来日する彼らに敬意を払うどころか「食い物」にする体質があるのなら、即刻改めよ。両国はおろかアジア全体との関係にも深い影響を落とすことは自明だ。今回の事件は方法こそ単純とはいえ、その悪質さは例を見ない。山口学院は国際的な恥さらしである。また留学生が二度とこのような目に遭わないために、所轄官庁は特にアジア人留学生を多く受け入れている教育機関に対し、これまで以上に適切な指導が必要であることは言うまでもない。我々もアジアの一民族なのだ。■

200万人の読者が見ています！

ビッグニュースが盛り沢山

「インターネット行政調査新聞」

http://www.gyouseinews.com/



行政調査新聞では市民の皆様からの投書、投稿を募集しています。郷土・埼玉への建設的ご意見をお待ちしております

〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東 3-8-13
行政調査新聞社
TEL 049 (237) 5431 FAX 049 (237) 5432